

<市第49号議案関連資料>

市第49号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 条例の一部改正内容

(1) 新たに条例で指定する法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人こどもネットミュージアム

イ 改正の内容

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに条例で指定するため、別表に法人の名称等を追加します。

(2) 指定の更新を行う法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人こまちぷらす

イ 改正の内容

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、別表の法人の名称等を更新します。

2 条例別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地 の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで
特定非営利活動法人 たんぼぼ会	旭区笹野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 ユースポート横浜	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで
特定非営利活動法人 <u>こどもネットミュージアム</u>	<u>神奈川区鶴屋町2丁目21番地 の8</u>	<u>令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで</u>
特定非営利活動法人 <u>こまちぷらす</u>	<u>戸塚区戸塚町145番地の6</u>	<u>令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで</u>

指定更新に伴い削除

追加

指定更新に伴い追加

次項あり

### 3 根拠法令

#### 地方税法（抜粋）

##### （寄附金税額控除）

**第三百十四条の七** 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (四) 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

### 4 参考資料

- (1) 法人の概要 別紙1
- (2) 指定の申出に係る審査等の経過について 別紙2
- (3) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抄） 別紙3

## 指定を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人こどもネットミュージアム
代表者の氏名	理事長 鈴木 晶
主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 21 番地の 8
設立年月日	平成 23 年 1 月 27 日
定款に記載されている目的	この法人は、子どもたちや一般市民に対して、子どもたちにとって安全な情報化社会を構築するための調査研究及び未来の情報化社会をテーマにしたコンテスト開催を行うことで、子どもたちに安心・安全な情報化社会の実現と子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。
活動分野	(1) 情報化社会の発展を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動
事業の概要	(1) 子どもたちにとって安全な情報化社会を構築するための調査研究事業 (2) コンテスト事業 (3) 前各号に関する普及啓発
活動地域	横浜市全域

## 指定の更新を申し出た法人の概要

法人名	特定非営利活動法人こまちぷらす
代表者の氏名	理事長 森 祐美子
主たる事務所の所在地	横浜市戸塚区戸塚町 145 番地の 6
設立年月日	平成 25 年 4 月 1 日
定款に記載されている目的	この法人は、子育てに関わるすべての人に対して、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交流を支援し、社会とのつながりを見出し子育てに対する喜びを発見、共有し合える場を地域社会と連携し創出することで、孤立しない子育て環境の形成に寄与することを目的とする。
活動分野	<ol style="list-style-type: none"><li>1 まちづくりの推進を図る活動</li><li>2 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li><li>3 子どもの健全育成を図る活動</li><li>4 情報化社会の発展を図る活動</li><li>5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li><li>6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li></ol>
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 子育て情報の提供</li><li>2 子育てをしている人、子ども、地域の人が思いを言語化し、つながりをサポートする場づくり</li><li>3 社会から孤立しがちな当事者・支援する人の学びあい事業</li><li>4 社会とつながりたい人が社会で活躍できる場・貢献の場を見出すためのチャレンジ事業</li><li>5 地域の多様な主体が互いに連携・協働し、コミュニティの活性化を推進するためのコーディネート事業</li><li>6 孤立しない社会をつくるためのまちづくり・啓発・提言事業</li><li>7 その他第3条の目的を達するために必要な事業</li></ol>
活動地域	戸塚区を中心として市内全域

## 指定及び指定の更新の申出に係る審査等の経過について

### 1 指定及び指定の更新の申出の受付

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで指定及び指定の更新の申出の受付を行ったところ、特定非営利活動法人こどもネットミュージアムから指定の申出、また特定非営利活動法人こまちぷらすから指定の更新の申出がありました。

### 2 指定及び指定の更新の申出に係る書類の縦覧

指定及び指定の更新の申出に係る書類について、申出日から2週間、公衆の縦覧に供しました。

### 3 申出法人の審査

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、指定基準等の適合について、次のとおり、審査等を行いました。

#### (1) 申出に係る書類の確認

申出に係る書類の書面審査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

#### (2) 実態確認調査

特定非営利活動法人こどもネットミュージアムは令和5年8月25日、特定非営利活動法人こまちぷらすは令和5年8月2日に法人の主たる事務所での実態確認調査を行い、指定基準等の適合について確認しました。

#### (3) 欠格事由の照会

神奈川県警察等に照会し、暴力団等の排除などを目的とした欠格事由に該当しないことを確認しました。

#### (4) 横浜市市民協働推進委員会での意見聴取

当該法人の指定及び指定の更新について、令和5年9月25日に、横浜市市民協働条例第17条に規定する市長の附属機関である「横浜市市民協働推進委員会」の意見聴取を行ったところ、指定基準等に適合しており、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に指定及び指定の更新することは妥当であるとの意見をいただきました。

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成 24 年 12 月 28 日  
条例第 59 号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該特定非営利活動法人に係る横浜市市税条例(昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号)第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間を別表のとおり定める。

(附則省略)

別表

(平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・令3条例53・令4条例23・令4条例42・令5条例17・一部改正)

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人アイ・アム	磯子区汐見台 2 丁目 3 番地の 3	令和 2 年 1 月 1 日から 令和 7 年 7 月 31 日まで
特定非営利活動法人 S T スポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人おれんじハウス	神奈川区栄町 1 番地の 19	令和 4 年 1 月 1 日から 令和 9 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人たんぼぼ会	旭区笹野台二丁目 9 番 28 号	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 10 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人ユースポート横浜	中区相生町 3 丁目 61 番地	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 10 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人森ノオト	青葉区鴨志田町 818 番地の 3	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 10 年 6 月 30 日まで